

令和2年(2020年)

11/11

No.1447



TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES
HOST CITY

区のおしらせ

ちゅうおう

各種功労者
79人を表彰

菊薫る11月3日「文化の日」に各種功労者表彰式が銀座ブロッサム(中央会館)で行われました。今回の受賞者は79人の方々です。

今年で67回目を迎えたこの表彰は、地域社会の発展と区民福祉の向上のため、献身的な活動を続けてこられた方のご労苦に対し感謝の意を表し、その功績を顕彰するために行われたものです。

問 総務課総務係
☎(3546)5232



▲築地川公園にて撮影

功労者表彰受賞者

(順不同・敬称略)

- 1 地域活動関係功労者(26人)
- (1)町会・自治会関係者(18人)
- 市川 まさ子、林 力男、加藤行雄、徳田政行、鈴木紘一、戸田史江、佐藤 寛、鈴木アサ、石嶋紀子、高橋正和、田村文雄、林 三知夫、木村 平右衛門、大木元恵、田中英子、清水大藏、下田敏明、中川 伸
- (2)女性団体等関係者(8人)
- 神田良子、高橋節子、佐々木 晴子、松木菊枝、前原 翠、武田洋子、揃 孝子、青木 真知子
- 2 防犯・交通安全関係功労者(3人)
- (1)交通安全関係者(3人)
- 渥美哲夫、北原セツ、岩崎静子
- 3 防災功労者(12人)
- (1)消防団関係者(7人)
- 元吉泰子、相野谷 信之、菅谷明良、渡辺 賢太郎、福澤雄一、牛込勝彦、二瓶文隆
- (2)防火防災協会等関係者(3人)
- 清水貞男、中川 隆、小木慰子
- (3)防災区民組織関係者(1人)
- 三上義信
- (4)消防少年団関係者(1人)
- 川崎賢二
- 4 社会福祉事業功労者(1人)
- (1)長期間にわたり私財による寄附を続けた者(1人)
- 加納道子
- 5 衛生事業功労者(4人)
- (1)衛生事業団体関係者(4人)
- 中崎俊克、小筆正弘、星野進哉、森 英雄
- 6 教育功労者(5人)

- (1)私立学校関係者(2人)
- 齋藤 友季子、内田 喜巳男
- (2)小・中学校の教職員(2人)
- 小川 優、平松功治
- (3)小・中学校、幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(1人)
- 今村 純一郎
- 7 文化・生涯学習関係功労者(11人)
- (1)中央区青少年委員及び中央区スポーツ推進委員(4人)
- 嶋田一夫、岡 英俊、星野光臣、三島 歩
- (2)社会教育・スポーツ関係団体の指導育成に尽力し社会教育及びスポーツの振興に功労顕著な者(3人)
- 石本正幸、山口 昇、大塚勇二
- (3)生涯学習等の向上にまれな努力をし、その達成及び指導育成に当たった者(3人)
- 田中 由紀子、高木直美、内田保廣
- (4)地域における文化の発展・

- 向上に顕著な功労があった者及び文化財の保護継承に当たった者(1人)
- 中央区文化財サポーター協会
- 8 納税功労者(1人)
- (1)納税貯蓄組合関係者(1人)
- 杉本 勉
- 9 公共事務精励者(10人)
- (1)法令に基づく各種委員(10人)
- 箱守由記、鈴木康子、雨宮優子、永井和代、冨田佳子、郷 光恵、津嶋啓子、宮坂信次、葛岡真彦、竹見敏彦
- 10 実業精励者(1人)
- (1)伝統工芸従事者(1人)
- 市原正子
- 11 中小企業発達功労者(4人)
- (1)商工団体、業種別団体等関係者(4人)
- 谷 善樹、中島敬夫、田村新三、若林五郎
- 12 徳行又は善行者(1人)
- 食事サービス だいこんの花

凡例
問 問い合わせ(申込)先
HP ホームページアドレス
E メールアドレス

掲載のイベントについて
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中止とする場合があります。最新の情報は区のホームページをご覧ください。

12月3日(木)～9日(水)は

「障害者週間」

障害のある方のための各種サービス

各種手当や、日常生活または社会参加のために区が実施するサービスについて、主なものを紹介します。なお所得や年齢、障害程度による制限などがありますので、

詳しくはお問い合わせください。
☎・〇印の事業について
障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546)5389
FAX(3544)0505

手 当

- 〇心身障害者福祉手当
- 申請時65歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級または脳性まひ、進行性筋萎縮症の方
- 〇特別障害者手当
- 20歳以上で常時特別な介護を必要とし、身体または精神に著しい重度の障害を有する、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 〇重度心身障害者手当
- 申請時65歳未満で、重度の知的障害と著しい精神症状のある方、重度の知的障害とおおむね身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方
- 〇児童育成手当(障害手当)
- 20歳未満の障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度程度または脳性まひ、進行性筋萎縮症)のある児童を扶養している方
- 〇児童育成手当(育成手当)
- 18歳に達した年度の末日までの児童を扶養している重度の障害の状態にある保護者
- 〇障害児福祉手当
- 20歳未満で常時介護を必要とし、身体または精神に重度の障害を有する、おおむね身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度の一部程度の方またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 〇特別児童扶養手当
- 20歳未満の障害(身体障害者手帳1～3級、4級の一部、愛の手帳1～3度程度、精神障害または内部障害)のある児童を扶養している方
- 〇児童扶養手当
- 18歳に達した年度の末日までの児童(身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1・2度、3度の一部の障害のある児童の場合は20歳未満)を扶養している重度の障害の状態にある保護者

日常生活のサービス

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や、調理、洗濯、掃除などの家事を行う他、生活などに関する相談および助言、その他生活全般にわたる援助を行います。
- 短期入所
- 障害のある方を介護する方が病気などのために一時的に介護できないとき、または障害のある方の精神的自立と日常動作の自立を図りたいとき「レインボーハウス明石」で1回7日(年間90日)を限度に、利用できます。
- 日中一時支援
- 「レインボーハウス明石」の日帰り利用です。短期入所と合わせ、年間90日を限度に利用できます。
- 日常生活用具購入費の給付
- 重度の障害のある方の日常生活を支援するため、特殊寝台や入浴補助用具など各種用具購入費を給付します。
- ただし、介護保険サービスによる福祉用具貸与との共通品目は除きます。
- 住宅設備改善費の給付
- 自宅の浴室・玄関・トイレ・居室・台所の設備を改善する費用の全部または一部を助成します。
- なお歩行ができない身体障害のある方の室内移動を容易にする「屋内移動設備」「階段昇降機」の設置も住宅設備改善に含まれます。
- ただし、介護保険や高齢者福祉で同様のサービスを受けられる方を除きます。必ず事前にご相談ください。
- 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業
- 日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児(者)の居宅に訪問看護師を派遣して、一定時間医療的ケアなどを行います。
- 〇家具類転倒防止器具の取付
- 肢体の障害が身体障害者手帳1～4級、視覚障害1～6級、愛の手帳1～3度および精神障害者保健福祉手帳1・2級の方のご自宅に、家具類転倒防止器具を設置します。
- ただし、65歳以上の方は中央区家具類転倒防止器具取付事業(高齢者)の対象となる場合があります。
- 緊急通報システム
- 18歳以上で、1人暮らしなどの身体障害者手帳1・2級の方や難病患者に対して、生活の安全を確保するため、緊急通報システム機器を貸与します。
- 聴覚などに障害のある方のためには、緊急ファクス制度もあります。
- 〇在宅重度障害者介護者慰労
- 特別障害者手当または重度心身障害者手当を現在受給している障害のある方を在宅で介護している方に、食事券・マッサージ券・旅行券のうち希望するもの(組み合わせ

障害のある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者基本法に基づき、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」としています。この機会に改めて皆さん一人一人が障害について理解を深め、共に支え合う地域での暮らしについて考えてみませんか。

- 印の事業について
- 障害者福祉課相談支援係
☎(3546)6032
FAX(3544)0505
- ・□印の事業について
- 障害者福祉課給付指導係

も可)を給付します(30,000円相当)。
〇重度脳性麻痺者介護
20歳以上の、重度の脳性まひ(身体障害者手帳1級)で、単独での屋外活動が困難な方を介護するための援助をします。

- 紙おむつ等の支給
- 3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度もしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の方が、常時寝たきりで失禁状態にあり、おむつを必要としている場合に、月150枚まで支給します。
- 入院中で病院指定のおむつを使用している方には、一定の助成金を支給します。
- 訪問入浴サービス
- 65歳未満の心身障害のある方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方が、長期にわたり入浴することが困難な場合に週1回(年51回)訪問入浴車による入浴サービスを受けられます。

●理美容サービス
65歳未満の重度の障害(身体障害者手帳1級(下肢または体幹機能障害)または愛の手帳1度もしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級)のある方で理容所や美容所の利用が困難な方は、年6回出張サービスを受けられます。

- ふとん乾燥・丸洗いサービス
- 65歳未満の重度の障害(身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度もしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級)があり寝たきりの状態で、家族などによる布団の乾燥が困難な方は、乾燥(年10回)、丸洗いと水洗い(各年1回)が受けられます。
- 個別移動支援
- 知的障害のある方や精神障害のある方などが社会生活上、必要不可欠な外出をする際の支援を行います。なお視覚障害のある方は、障害福祉サービスの同行援護をご利用できます。
- 自動車運転教習費の助成
- 所得が一定額以下で運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1～3級(内部機能障害は1～4級、下肢・体幹機能障害は1～5級で歩行が困難な方)または愛の手帳1～4度をお持ちの方に運転教習所入所料・技能学科教習料・教材費の一部または全部を助成します。
- 自動車改造費の助成
- 身体障害者手帳1・2級程度の

- ☎(3546)5697
FAX(3544)0505
- ・〇印の事業について
- 子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350
FAX(3546)2129

上肢・下肢・体幹機能障害のある方自らが所有し、運転する自動車の改造を行う場合に、費用の一部を助成します。

- 〇福祉タクシー利用券等の給付
- 下肢・体幹の障害が身体障害者手帳1～3級、内部機能障害1・2級、視覚障害1・2級、脳性まひ・進行性筋萎縮症1～6級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方に、申請時期に応じて、年間10,000～40,000円相当の障害者福祉タクシー利用券または自動車燃料費(ガソリン代など)のどちらかを支給します。
- ただし、自動車燃料費は、自家用の自動車を運転される場合などが対象となります。
- 〇リフト付ハイヤーの運行
- 日常の外出時に車いすを利用しているか寝たきりの重度心身障害のある方などに、車いすや移動寝台に乗ったまま乗車できるリフト付ハイヤーを運行し、その運賃の一部を助成(原則月4回以内)します。
- 〇電話・ファクス料金の助成
- 18歳以上で、下肢・体幹・内部の障害が身体障害者手帳1・2級および視覚障害1級の方がいる住民税が非課税の世帯に、電話の基本料金と通話料を合わせて2,500円まで助成します。また聴覚・音声・言語機能障害1～3級の方(6歳以上)がいる世帯で、ファクスを使用している場合も助成します。
- 〇知的障害者位置情報サービス費用助成
- 外出時に道に迷う恐れのある在宅の知的障害のある方(愛の手帳所持者)の保護者にGPS(人工衛星測位システムと携帯電話網)または既にお持ちの携帯電話などによる位置情報サービスの利用料の一部を助成します。
- 〇手話通訳者等派遣
- 聴覚などに障害のある方に、月20時間まで手話通訳者または要約筆記者を派遣します。
- 〇手話通訳者が窓口でお手伝いしています
- 閉庁日を除いた毎週金曜日の午前10時～正午、午後1時～3時にご利用いただけます。区役所1階まごころステーションでお申し込みください。

☐障害者就労支援センター
障害のある方が一般企業などへ就労する場合や就労後に、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談や支援を行っています。



凡例

お問い合わせ(申込)先

HP

ホームページアドレス

Eメール

メールアドレス

区のおしらせ



区の公式SNSなど



私たちが理解し、行動しよう

世の中にはさまざまな人がいます。その一人一人が、その人らしくこのまちで生きていくためには、障害の有る無しにかかわらず、お互いを認め合い、助け合うことが必要です。まずはちょっとだけ勇気を出して優しく声を掛けてみてください。

①目の障害(視覚障害)

全く見えない方、視力が限りなくゼロに近い方、視力が弱い方、視野が狭い方がいます。



白杖は目に障害のある方が安全に歩くための道具です。白杖を持って困っている方がいたら、声を掛けてみましょう。また点字ブロックの上に物を置いたり、ふさいだりしないでください。

②耳の障害(聴覚障害)

言葉を覚える前に聞こえなくなった方、以前は聞こえた方、少しだけ聞き取れる方などがいます。

コミュニケーションの取り方は筆談、手話、読話など人によってさまざまです。まずは、どの方法が適切なのか確認してみましょう。



③体(手や足など)の障害(肢体不自由)

病気や事故などで負傷したことによって、体の一部に障害のある方がいます。義肢や車いすなどの補装具を使うことによって失われた機能を補いながら、皆さんと同じように生活しています。



障害の状況や必要とする介助は人によりさまざまです。何を必要としているのか、本人の意思を確認することが大切です。

④体(内臓など)の障害(内部障害)

病気などで、体の内部(心臓、腎臓、肺や腸などの内臓の他、免疫機能)の働きに障害のある方がいます。体の中の障害のため、見た目では分からないことも多く、さまざまな誤解を受けることもあります。

話をするときは、楽な姿勢で座ってもらい、長時間にならないようにするなど優しい配慮を心掛けましょう。またプライバシーには十分配慮しましょう。



⑤知的な面の障害(知的障害)

何らかの脳の障害により、知的な能力が年齢に応じて発達していないために、生活する上でさまざまな不自由を感じている方がいます。



特別な何かをする必要はありません。相手の年齢にふさわしい対応で、自然体で接しましょう。また話すときは、短くゆっくりと、身振りや絵・写真を一緒に使って具体的に伝えましょう。

⑥精神面での障害(精神障害)

代表的な精神障害として、統合失調症やうつ病があります。

基本的には、自然体で接しましょう。

また、少しでもゆっくりと丁寧に、具体的に分かりやすい表現を心掛けましょう。



⑦発達面での障害(発達障害)

脳機能の障害のため、コミュニケーションを取ったり対人関係を作ったりすることが苦手で困っている方がいます。主な発達障害に、自閉症・注意欠陥多動性障害・学習障害などがあり、症状はさまざまです。

どのように接したらよいか戸惑うこともあるかもしれませんが、気持ちに寄り添い、優しい気持ちで接することが大切です。



☎障害者福祉課障害者福祉係 ☎(3546)5389 FAX(3544)0505

障害者週間公開講座

精神障害者の地域支援講座&映画上映

日時	対象
12月6日(日)	どなたでも
午後1時30分～4時(午後1時受け付け開始)	内容
場所	地域の支援に関するお話と映画『オキナワへいこう』の上映
教育センター5階視聴覚ホール	◎沖縄に行きたいと願う精神病患者



たちの心の揺れを見つめるドキュメンタリー映画です。

◎オンライン配信を実施します。

講師

ポケット中央職員

定員

会場50人、オンライン配信50人

◎ともに事前予約制、先着順です。

費用

無料

申し込み方法

11月12日(木)午前9時から申し込み専用電話で申し込む。

◎詳しくは、申し込み専用電話にお問い合わせください。

申し込み専用電話

☎090(2928)3226

☎ポケット中央

☎(3541)1021

カード形式の障害者手帳の 交付が始まりました

10月1日(木)から希望により、カード形式の障害者手帳を交付できるようになりました。



手帳の種類によって申請方法が異なりますのでご確認ください。なおカード形式の手帳は、従来の紙形式の手帳より発行に時間がかかります。また、新規申請の方が優先されますのでご了承ください。

◎カード形式の手帳にICチップなどは搭載されません。

◎写真はご用意いただくものにかかわらず、白黒印刷になります。

身体障害者手帳

【新規で申請される方】

障害者福祉課で申請する際に、従来の紙形式かカード形式をお選びいただけます。



【既に手帳をお持ちの方】

現在お持ちの手帳と新しい手帳用の写真を用意して、障害者福祉課で

申請してください。

愛の手帳

【新規で申請される方】

児童相談センター、東京都心身障害者福祉センターで申請する際に申し出てください。

【既に手帳をお持ちの方】

現在お持ちの手帳と新しい手帳用の写真を用意して、障害者福祉課で申請してください。

精神障害者保健福祉手帳

【新規で申請される方】

障害者福祉課、保健所、各保健センターで申請する際に、従来の紙形式かカード形式をお選びいただけます。

【既に手帳をお持ちの方】

更新、再開、他道府県転入の場合にのみ、従来の紙形式かカード形式をお選びいただけます。

◎詳しくはお問い合わせください。

☎障害者福祉課相談支援係

☎(3546)6032

知ってください

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう身に付けるマークです。

ヘルプカードとは

障害者手帳をお持ちの方、障害福祉サービスを受けている方、難病の方、自立支援医療を受けている方など、自分から「困っている」となかなか伝えられない方々が、日常生活や緊急時などに周囲に手助けを求めるために所持しているカードです。ヘルプマークやヘルプカードを持っている方を見かけたら

電車内で席を譲るなど思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークやヘルプカードを持っている方が困っていたら

・「どうしましたか」と声を掛け、ゆ

ヘルプマーク ヘルプカード

ヘルプマーク



▲ヘルプカード

っくりと話し掛けてください。

・「ヘルプカード」を提示されたら、カードに書いてある内容に沿った手助けや記載されている連絡先への連絡をお願いします。

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

配布場所

区役所4階障害者福祉課、福祉センター、中央区保健所健康推進課、日本橋・月島保健センター、日本橋・月島特別出張所

◎ヘルプマークは都営地下鉄各駅(一部を除く)、都営バス各営業所などでも配布しています。詳しくはお問い合わせください。

☎障害者福祉課障害者福祉係

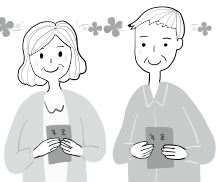
☎(3546)5389

FAX(3544)0505

凡例

お問い合わせ(申込)先
HP
ホームページアドレス
Eメールアドレス

国民年金特集



国民年金の加入者

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。また、60歳以上の方や外国に住んでいる日本人が希望すれば加入できる任意加入制度があります(別表1のとおり)。

あなたの生活を支える三つの年金

老齢基礎年金

受給資格期間(別表2のとおり)が10年以上ある方が、65歳になってから受けられる年金です。

年金額(満額)

781,700円(令和2年4月から)
20歳から60歳までの40年間の保険料を全て納めると満額の老齢基礎年金を受給できます。計算方法は別表3のとおりです。

年金額は物価や賃金などの変動に応じて改定されます。

受給開始年齢

原則、65歳です。ご希望で60歳以上65歳未満の間に繰り上げて、または66歳以降に繰り下げて受給することもできます。その場合、繰り上げまたは繰り下げ支給の請求をした時点に応じて一定の割合で年金額が減額、または増額されます。

障害基礎年金

障害の原因となる傷病の初診日に

おいて次の要件のいずれかに該当し、かつ障害認定日において、政令で定められた障害状態になった場合に支給されます。

- ①国民年金に加入していること
- ②国民年金に加入していたことがある60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること
- ③20歳前で、年金制度に加入していないこと
- ◎①②の場合は保険料の納付要件が、③の場合は本人の所得制限があります。

障害認定日とは

初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日です。

◎1年6カ月を経過した日が20歳前の場合は、20歳に達した日が障害認定日となります。

遺族基礎年金

次の要件のいずれかに該当する方が死亡した場合に、その方によって生計が維持されていた「子のある配偶者」や「子」に支給されます。

- ・国民年金に加入中の方
- ・国民年金に加入していたことがある60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有している方
- ・保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある、老齢基礎年金の受給権者
- ・保険料納付済期間、保険料免除期

間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方

◎子の年齢制限や保険料の納付要件があります。

第1号被保険者の独自給付

寡婦年金

第1号被保険者期間中の納付(免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

死亡一時金

第1号被保険者期間中の納付が3年以上ある方が年金を受けずに死亡した場合、その遺族に支給されます。

第1号被保険者の国民年金保険料

国民年金保険料

月額 16,540円(令和2年度)

付加保険料

月額 400円

定額保険料に上乗せして納めると年金額に付加年金が加算されます。

国民年金保険料を納めるのが困難な場合

学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定基準以下の方は、申請して承認されると、在学中の保険料の納付が猶予される制度です(一部対象とならない学校があります)。

◎学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

申請免除制度(全額免除・一部免除)
本人、配偶者および世帯主の前年

所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が全部または一部免除されます。一部免除は残りの保険料の納付が必要です。

また、天災・失業などの理由により免除される場合があり、令和2年2月分から令和3年6月分については、新型コロナウイルス感染症の影響による特例免除の申請ができます。
納付猶予制度

本人(50歳未満)および配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。

法定免除制度

障害基礎年金、障害厚生(共済)年金を受けている方で障害等級が1級または2級の方、生活保護法による生活扶助を受けている方などは、保険料の納付が法律によって免除されます。届け出が必要です。

産前産後免除制度

任意加入者を除く国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方は、申請により出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間、国民年金保険料が免除になります(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)。

年金についてのご相談

ご本人、配偶者の年金手帳・印鑑などをご持参ください(別表4のとおり)。

☎保険年金課年金係

☎(3546)5371

別表1

国民年金の加入者

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入します。

(上乗せ部分)→

国民年金基金

+

厚生年金

+

(基礎部分)→

国民年金(基礎年金)

被保険者の種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	自営業者・学生などで厚生年金に加入していない方	会社員・公務員など厚生年金に加入している方	第2号被保険者に扶養されている配偶者 ◎3号届け出が必要です。
加入手続き	区役所・特別出張所の窓口	勤務先	配偶者の勤務先
保険料	ご自身で納付します。	厚生年金保険料として給料から天引きされます。	厚生年金保険制度が一括して負担しています。

希望により任意加入できる方(任意加入被保険者)

- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方(※1)
 - ・日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の方(480月が加入の限度)
 - ・日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の方(※2)
 - ・日本国籍を有し海外に居住する65歳以上70歳未満の方(※2)
- (※1)年金の受給資格期間を満たしていない方、年金額の増額を希望する方(480月限度)に限りです。
- (※2)年金の受給資格期間を満たしていない、昭和40年4月1日以前生まれの方(120月(受給資格要件を満たすまで)が加入の限度)に限りです。

別表3 年金額の計算方法

$781,700円 \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{加入可能月数(※7)}} \times \left\{ \frac{\text{平成21年3月以前の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/3)}}{\text{平成21年4月以降の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/2へ引上げ後)}} \right\} \text{(※6)}$		
(※6)免除(一部納付)月数の年金額への反映		
免除(一部納付)区分	年金額への反映	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
全額免除期間	月数×1/3	月数×1/2
3/4免除(1/4納付)期間	月数×1/2	月数×5/8
半額免除(半額納付)期間	月数×2/3	月数×3/4
1/4免除(3/4納付)期間	月数×5/6	月数×7/8
一部納付済であることが前提です。		
(※7)加入可能月数とは、一般的に480月(20歳から60歳までの40年間)ですが、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、昭和36年4月1日から60歳までの期間を指します(生年月日により加入可能月数は違います)。		
◎付加保険料を納付した方は、200円×付加保険料納付済月数で計算した額が加算されます。		

別表2 受給資格期間とは(主要なもの)

・保険料を納めた期間(第2号被保険者期間を含む) ・第3号被保険者期間 ・国民年金保険料の免除期間(全額免除および一部免除) ただし一部免除の期間は、減額された保険料を納めた期間 ・保険料4分の3免除期間のうち、4分の1の保険料を納めた期間 ・保険料半額免除期間のうち、半額の保険料を納めた期間 ・保険料4分の1免除期間のうち、4分の3の保険料を納めた期間 ・学生納付特例を受けた期間(※3) ・納付猶予を受けた期間(※3) ・会社員などの配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月以降昭和61年3月まで)(※4・5) ・昼間部の学生が国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月以降平成3年3月まで)(※4・5) ・昭和36年4月以降の厚生年金の脱退手当金などを受けた期間(※4) ・昭和36年4月以降、日本国籍を有する方が外国に住んでいた期間(20歳以上60歳未満)(※4) (※3)追納がなければ年金額には反映されません。 (※4)年金額には反映されません。 (※5)20歳以上60歳未満の間に限ります。
--

別表4

手続き・相談の内容	窓 口
・厚生年金のこと ・第3号被保険者に関すること ・保険料のこと ・年金の請求のこと (厚生年金期間・第3号被保険者期間がある方) ・年金相談 (国民年金・厚生年金の受給資格期間の確認・年金額の計算など)	・中央年金事務所 ☎(3543)1411 銀座7-13-8 第2丸高ビル1・2階 ・ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 (一般的な年金相談に関する問い合わせ、来訪相談の予約)
・社会保険労務士による年金相談	・区役所1階区民相談室 (偶数月の第4水曜日) ・日本橋特別出張所相談室 (5・9・1月の第3水曜日) ・月島特別出張所相談室 (7・11・3月の第4水曜日) ☎保険年金課年金係 ☎(3546)5371
・第1号被保険者に関すること ・免除の申請のこと ・納付猶予の申請のこと ・学生納付特例の申請のこと ・年金の請求のこと(第1号被保険者期間のみの方)	☎保険年金課年金係 ☎(3546)5371

情報コーナー

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座などに参加する際は事前の検温や手洗い、マスクの着用などにご協力をお願いします。

施設

環境情報センターの臨時休館

12月13日(日)は、施設内清掃のため休館します。

問環境情報センター

☎(6225)2433

保健・医療・福祉

赤ちゃんが生まれたら訪問します

区では、新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で、生後4カ月までのお子さんがいる全てのご家庭を保健師・助産師が訪問しています。お子さんの体重測定、発育に関する相談、区の子育て支援サービスの紹介などを実施します。

訪問は母子健康手帳交付時にお渡しする「母と子の保健バッグ」の中に入っている赤ちゃん訪問連絡はがき(出生通知書)を基に行います。赤ちゃんが生まれたら、投函してください。

連絡はがきをお持ちでない方はお住まいの地域の保健所・保健センターへお問い合わせください。

問中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

月島保健センター健康係

☎(5560)0765

講座・催し物

プレママクッキング

日12月8日(火)

午前10時30分～午後1時

場月島保健センター

対初めて出産される区内在住の妊娠安定期(20～36週未満)の方

内・講話

これだけは知っておきたい！妊娠中の食生活の基礎知識

・実習と試食

妊娠中に必要な栄養素がバランスよくとれる簡単料理

定10人(先着順)

費無料

[持ち物]エプロン・三角巾・タオル

申11月12日(木)から電話で申し込む(電子申請も可)。

問月島保健センター健康係

☎(5560)0765

東京都行政書士会中央支部セミナー

「遺言について知りたくなったら」

日11月29日(日)

午後1時30分～3時30分(午後1時開場)

記入例(はがき・ファクス)

1人1枚限り

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

場日本橋図書館6階図書館ホール

対どなたでも

内・第1部

遺言の準備の仕方について、行政書士がクイズ形式で楽しく、分かりやすく解説します。

[講師]東京都行政書士会法教育推進特別委員会委員長 山賀良彦

・第2部

成年後見制度について、寸劇を交えてやさしく紹介します。

[講師](公社)成年後見支援センターヒルフェ理事 寺田康子、東京都行政書士会中央支部 青池公子

◎当日、ミニ相談会(事前申し込みが必要)を行います(希望者のみ)。

◎図書資料も併せて紹介します。

定10組(先着順)

費無料

申11月13日(金)から19日(木)までに電話で申し込む。

◎申し込みの際は、申込者全員の氏名と代表者の連絡先が必要です。

問日本橋図書館

☎(3669)6207

中央区男女共同参画講座

初めてでも大丈夫！

50代からのカンタン♫

男の料理講座

日12月12日(土)

午前10時～12時30分

場女性センター「ブーケ21」

対料理経験のほとんどない50歳以上の男性

内料理はほとんど作ったことがない、包丁を持ったことがない、そんな初心者向けの料理教室です。

[講師]料理講師、栄養士 小山朝子

定8人程度(先着順)

費300円

[持ち物]エプロン、三角巾、タオル、筆記用具

申11月13日(金)午前9時から電話で申し込む。

問総務課女性施策推進係

☎(5543)0651

クリスマスリース教室

日①12月5日(土)

②8日(火)

午後2時～4時

場堀留町区民館3階2号室

対区内在住・在勤・在学者

内アーティフィシャルフラワー(造花)を使ったクリスマスリースを作ります。

[講師]諸見 美智子

定各回12人(申し込み多数の場合は抽選)

費各回1,000円

[持ち物]はさみ

申11月13日(金)から27日(金)までに電話で申し込む(受け付けは午前10時～午後8時)。

◎当選者には11月30日(月)までに電話で連絡します。

問堀留町区民館

☎(3661)8448

終活講座

～成年後見制度について～

日・12月11日(金) 午後6時～8時

・12日(土) 午前10時～正午

◎いずれの回も同じ内容です。

場浜町メモリアル4階会議室

対区内在住・在勤・在学者

内成年後見制度のメリットとデメリットや、実践的な法的制度の例を紹介し、注意点を分かりやすく解説します。

[講師]行政書士 島田満俊

定各回20人(先着順)

費無料

[持ち物]筆記用具

申11月13日(金)から電話で申し込む(受け付けは午前10時～午後8時)。

問浜町メモリアル

☎(5695)8051

チェアエクササイズとカーレット体験

日12月15日(火)

午後1時30分～3時30分

場豊海区民館1階3号室

対区内在住・在勤者

内チェアエクササイズで体をほぐした後、カーリングの卓上版と呼ばれる「カーレット」を行います。

ヘルスアップ教室

～食事と運動で脂質異常症を予防！～

[日時など]別表のとおり

場日本橋保健センター4階講堂

対20～64歳の区内在住者で2日間とも参加できる方(今年9月のヘル別表

日 時		内容・講師
12月11日(金)	午後1時30分～4時	[測定]体重・体脂肪・筋肉量・血圧 [運動]血液の循環を良くする運動 健康管理士一般指導員・健康運動指導士 内田英利 [講話]心筋梗塞や脳梗塞の原因となる動脈硬化予防のコツ～見つけかたと予防・食事の摂り方について～ 東京シーサイドクリニック院長 中川敬一
18日(金)		[測定]血圧 [運動]脂肪の燃えやすい身体づくり 健康管理士一般指導員・健康運動指導士 内田英利 [講話]脂質異常症予防のための食事のポイント [試食]食卓にあと一皿の野菜料理

離乳食講習会

クラス名	スタートクラス (初期～中期食)		ステップアップクラス (後期～完了期食)	
日 時	12月4日(金)	12月15日(火)	12月1日(火)	12月11日(金)
会 場 (※1)	日本橋保健センター5階多目的室	月島保健センター多目的室	月島保健センター栄養室	中央区保健所2階栄養室
対 象 (※2)	令和2年6・7月生まれの乳児の保護者		令和2年1・2・3月生まれの乳児の保護者	
内 容	・離乳食の進め方の話		・料理の実演と試食(試食は保護者のみ)	
定 員 (※3)	各22人		20人	25人
費 用	申し込み多数の場合は抽選 無 料			
申し込み方法	11月12日(木)から16日(月)までに電話で申し込む(受け付けは平日のみ、電子申請も可)。			
問い合わせ (申込)先	日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071	月島保健センター健康係 ☎(5560)0765	中央区保健所健康推進課予防係 ☎(3541)5930	

(※1)各クラスいずれかの会場を選び、お申し込みください(重複申し込み不可)。
(※2)対象は、区内在住で各クラスの誕生月に該当する第1子の保護者です。
(※3)定員に満たない場合は、申込受付期間後も前日まで受け付けます。

凡例

日 時

場 会 場

対 対 象

内 内 容

定 定 員

費 費 用

申 申 込 込 み 方 法

問 問 合 合 わ せ (申 申 込 込 先)

HP

ホームページアドレス

E

メールアドレス

凡例

日日時

場会場

対対象

内内容

定定員

費費用

申申し込み方法

問問い合わせ

申申込先

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

HPホームページ

文化のリレー

～親子蕎麦打ち一日体験教室～

日12月19日(土)

午後1時30分～4時

場築地社会教育会館

対区内在住・在学の小学生とその保護者

内そば打ち実習と試食

定5組10人(申し込み多数の場合は抽選)

費1組2,000円(材料費・保険料含む)

申12月5日(土)までに電話またはファクスで①～④(5面記入例参照)

⑤学校名・学年⑥保護者の氏名・児童との続柄を記入して申し込む。

【協力団体】電通蕎麦打ち研究会

問築地社会教育会館

☎(3542)4801

FAX(3542)3696

社会教育会館講座

免疫力を上げる！ジュニアアスリートのための栄養学～献立づくりのコツ～

日11月29日(日)

午前10時30分～正午

場月島社会教育会館

対18歳以上

◎区外にお住まいの方も申し込みできます。

内スポーツをしている子どもに必要な栄養と免疫力を上げる献立づくりのコツを学びます。

◎講義と講師のデモンストレーションのみで、調理・試食はありません。

定12人(申し込み多数の場合は抽選)

費1,000円

申11月18日(水)までに電話またはファクスで①～⑤(5面記入例参照)を記入して申し込む。

問月島社会教育会館

☎(3531)6367

FAX(3531)6369

NPO法人築地居留地研究会

講演会

日11月28日(土)

午後2時～4時10分

場日本印刷会館2階会議室(新富1-16-8)

対どなたでも

内印刷技術とそのメディアが人類に及ぼした計り知れない影響についてお話しします。

【テーマ】人類のコミュニケーションの大革命「活字が築地に来るまで～パート2～」

【講師】ミズノプリンティングミュージアム館長、NPO法人築地居留地研究会理事長 水野雅生

定60人(先着順)

費無料

◎当日、直接会場へお越しください。

【後援】中央区

問NPO法人築地居留地研究会事務局

☎(3551)7595

HPhttps://tsukiji-kyoryuchi.com/

やさしい天文講座

「流星群を見てみよう」

日11月22日(日)

午後4時～4時40分

場タイムドーム明石プラネタリウム

ホール

対どなたでも

内流星群の観察の仕方について、当館プラネタリウム解説員が分かりやすく説明します。

定40人(先着順)

費無料

◎入場整理券を当日午前10時から6階受付で配布します。

◎やさしい天文講座および発展的天文講座のチケットを5枚集めて受付で提示した方には、記念品を差し上げます。

問郷土天文館「タイムドーム明石」

☎(3546)5537

ワーク・ライフ・バランスセミナー

コロナ禍の働き方

確認しておきたい労務トラブル回避策

日12月9日(水)

午後2時～4時

場区役所8階大会議室

対経営者、経営幹部、総務・労務担当者および関心のある方

内テレワークなどコロナ禍の働き方に関連した企業の取り組みに潜む労働問題について、発生の原因や対処法などを解説します。また9月にガイドラインが改定された副業・兼業促進の法的な問題などについても説明します。

【講師】社会保険労務士法人岡佳伸事務所代表 岡 佳伸

定50人(先着順)

費無料

申11月13日(金)から12月8日(火)までに、電話またはファクスで①・②(5面記入例参照)③電話番号を記入して申し込む。

【託児】生後3カ月以上の未就学児のお子さんをお預かりします。希望する方は、12月2日(水)までにお申し込みください(定員あり)。

【主催】中央区、東京商工会議所中央支部

問総務課女性施策推進係

☎(5543)0651

FAX(5543)0652

スポーツ

少年少女水泳教室

(初心者・初級者)

日令和3年1月12日～29日の毎週火・金曜日 計6回

午後4時～5時30分

場月島スポーツプラザ温水プール

対区内在住・在学の小学生

定24人(申し込み多数の場合は抽選)

費指定の水泳帽代として550円(傷害保険は任意加入で保険料800円は自己負担)

申11月25日(必着)までに往復はがきに①～⑤(5面記入例参照)⑥学校名⑦学年⑧泳力の程度(具体的に記入)⑨過去の本教室参加の有無を記入して申し込む。

◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先します。

◎当選者は区役所8階スポーツ課窓口で手続きがあります。

問スポーツ課スポーツ事業係

☎(3546)5531

1～3月のスポーツ教室

場総合スポーツセンター、月島スポーツプラザ

内別表のとおり

◎教室により実施機関・実施回数異なります。

【申込期限】12月17日(必着)

◎申し込み多数の場合は抽選です。

別表

	開催予定の教室	曜日	時間	回数	料金	定員
総合スポーツセンター	レディーススイミングⅠ	月	午前10時10分～10時55分	6回	3,600円	25人
	あさヨガ		午前9時～9時45分			15人
	ピラティスストレッチ		午後2時15分～3時			
	ジャイロキネシス基礎(背骨体操)	火	午後1時～1時40分	9回	5,400円	20人
	キッズスイム木曜①	木	午後3時～3時45分			25人
スイムレッスンⅠ木曜	木	午後7時10分～7時55分				
月島スポーツプラザ	キッズクラス(水泳)(幼児対象)	月	午後2時～2時45分	11回	6,600円	10人
		水				
	クロール(高校生以上対象)	火	午後2時～2時50分	12回	7,200円	20人
		金	正午～午後0時50分			
	アクアビクス	火	午前10時～10時50分	11回	6,600円	
		水	正午～午後0時50分	12回	7,200円	
楽しくエクササイズ	火	午前9時～9時50分	11回	6,600円		

◎その他、楽しい教室を多数開催予定です。詳細は館内掲示などをご覧ください。

水中エクササイズ教室

日令和3年1月9日～3月13日の毎週土曜日 計10回

午前10時30分～12時30分

場日本橋小学校温水プール

対50歳以上の区内在住・在勤者

内中高年齢の方を対象とした、リズムに合わせて全身を動かす水中運動の教室です。泳げない方でも楽しめます。

定25人(申し込み多数の場合は抽選)

費・教室専用水泳帽代 550円

・施設使用料(毎回必要)

65歳以上の区民 無料

区民 350円

在勤者 500円

申11月25日(必着)までにはがきまたはファクスで①～⑤(5面記入例参照)⑥過去の本教室参加の有無⑦在勤の方は勤務先の名称・所在地・電話番号を記入して申し込む。

◎ファクスで申し込む方は送信後、スポーツ課に受信したか確認の電話をしてください。

◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先します。

◎抽選結果は封書でお知らせします。

◎学校行事の都合により、開催回数が増える場合があります。

問スポーツ課スポーツ事業係

☎(3546)5531

FAX(3546)9561

スポーツの楽しさ発見事業講習会

かけっこの楽しさと走りの基礎・基本を学ぼう

日12月13日(日)

午後2時～4時

場総合スポーツセンター主競技場

対区内在住・在学の小学校3～6年生

内楽しく快適に走れるようになるために走りの基礎・基本を学びます。

【講師】日本体育大学児童スポーツ教

◎申し込み方法については、総合スポーツセンターのホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問総合スポーツセンター教室係

☎(3666)1501

月島スポーツプラザ教室係

☎(3534)5883

HP総合スポーツセンター

https://www.chuo-sports.jp/

育学部教授

久保 健

定50人(申し込み多数の場合は抽選)

費無料(傷害保険は任意加入で保険料800円は自己負担)

【持ち物】床で滑らない室内用運動靴

申11月25日(必着)までにはがきまたはファクスで①～⑤(5面記入例参照)⑥学校名⑦学年を記入して申し込む。

◎ファクスで申し込む方は送信後、スポーツ課に受信したか確認の電話をしてください。

◎抽選の場合は、スポーツの楽しさ発見事業に参加している児童を優先します。

◎抽選結果は封書でお知らせします。

問スポーツ課スポーツ事業係

☎(3546)5531

FAX(3546)9561

税

日曜納税相談

平日に来庁できない方のために、特別区民税・都民税の納税について日曜納税相談を実施します。ご来庁の際には区からお送りした納税通知書、督促状、納税催告書などの納付書、収入や生活状況を確認できる書類などをご持参ください。

また新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、納税が困難になった方のご相談も受け付けています。

◎課税に関する相談や課税証明書、納税証明書などの発行はできませんのでご注意ください。

日11月29日(日)

午前10時～午後4時

場区役所2階税務課

問税務課整理係

☎(3546)5279

手帳

国保・年金

社会保険料は所得控除の対象

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度および国民年金の保険料は、全額が社会保険料として所得控除の対象になります。

令和2年1月から12月までに納めた保険料を領収書や口座振替通知(12月送付予定)などで確認の上、年末調整または確定申告の際に忘れずに申告してください。

別表1

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度について	保険年金課収納係 ☎(3546)5365
国民年金について	中央年金事務所国民年金課 ☎(3543)1411 (自動音声案内2→2)
社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について	・ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004 ・050から始まる電話の場合 ☎(6630)2525 ◎受け付けは土・日曜日、祝日・休日を除く午前8時30分から午後7時です。 ◎第2土曜日のみ午前9時30分から午後4時まで受け付けます。 ◎年末年始(12月29日(火)～令和3年1月3日(日))は利用できません。

その他

令和2年第四回定例会の開催

[会期]11月19日(木)～12月3日(木)の15日間

ラジオ中継

中央区議会では、コミュニティFM放送「中央エフエム・ラジオシティ」で、本定例会の一般質問を生中継します。

[番組名]中央区議会中継

[放送日時(予定)]11月20日(金)・24日(火) 午後2時～6時

[周波数]FM84.0MHz

☎(3546)5559

若者のための就職面接会 in中央区

おおむね35歳以下の若者を対象とした就職面接会を開催します。

[日程]12月2日(水)

[第1部]午後0時40分～2時10分(受け付けは正午～午後0時30分)

区営指定喫煙場所の分煙環境の強化

区では、受動喫煙を防止するため指定喫煙場所を設置しています。分煙効果を高めるため、別表2のとおり改修します。

改修中ですが、近隣の指定喫煙場所をご利用ください。別図のマークが目印です。喫煙の際は中央区たばこルール別表2

別図

指定喫煙場所

Designated smoking area

中央区

名 称	所在地	利用休止期間
築地川亀井橋公園	築地1-6-1先	11月12日(木)～12月3日(木)
築地川銀座公園	築地1-13-20先	12月3日(木)～24日(木)

なお、国民年金保険料については令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めての国民年金保険料を納付された方については、令和3年2月上旬に送付予定です。

☎別表1のとおり

[第2部]午後3時10分～4時40分(受け付けは午後2時30分～3時)

場区役所8階大会議室

[参加企業数]8社程度

定各回30人(先着順)

◎完全予約制(紹介状持参)です。

◎予約するためには、事前に最寄りのハローワークで紹介状の交付を受ける必要があります。

費無料

◎求人情報は11月11日(水)にハローワーク飯田橋のホームページに掲載します。

◎当日の予約状況によっては他企業にも応募できる場合がありますので、履歴書(写真貼付)を複数枚ご用意ください。

◎詳しくはお問い合わせください。

☎(3546)5329

ハローワーク飯田橋事業所第二部門

☎(3812)8609

(部門コード32#)

HPハローワーク飯田橋

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi.html

ルおよび喫煙マナーを守っていただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

☎(3546)5762

▲中央区指定喫煙場所所在地一覧

あたたかい善意ありがとうございました

社会福祉協議会への寄付

令和2年9月分寄付合計294,851円(敬称略・順不同)

[一般寄付金]

佃二丁目鈴木猛夫…1,092円、田中佐智子…21,415円、田野拓馬…1,111円、NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ…30,000円、石井学…20,000円、鈴木邑次…10,000円、有限会社三谷葬儀社…10,000円、三谷和美…5,000円、匿名(7件)…196,233円(内訳20,000円、3,027円、100,000円、58,000円、5,000円、5,103円、5,103円)

☎(3206)0506

宝くじの助成金で備品を整備

(一財)自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として実施している「コミュニティ助成事業」を活用し、佃二丁目町会が山車の修繕およびお祭り用備品を整備しました。この事業は、コミュニティ活動の促進と健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報を目的としています。

☎(3546)5336

浜町公園地下駐車場の定期利用者募集

区営浜町公園地下駐車場の定期利用者を別表3のとおり募集します。

現行の定期利用期間は令和3年3月31日で終了します。新たな利用期間は令和3年4月1日(木)から令和5年3月31日(金)まで(2年間)です。

◎詳しくはお問い合わせください。

☎(3546)5667

別表3

駐車場名	浜町公園地下駐車場
所在地	日本橋浜町2-59-4(浜町運動場地下)
利用期間	令和3年4月1日(木)～令和5年3月31日(金)
募集台数	区民割り当て 75台 事業所など割り当て 17台
駐車できる車	普通自動車・小型自動車・軽自動車(二輪車を除く)で全長5m以下・幅2m以下・高さ2.1m以下の車
申し込み資格	日本橋地域の区民または事業所などの代表者 ◎申し込みは1世帯(1事業所など)当たり1台とします。 ◎日本橋地域とは、日本橋、日本橋大伝馬町、日本橋蛸殻町、日本橋兜町、日本橋茅場町、日本橋小網町、日本橋小伝馬町、日本橋小舟町、日本橋富沢町、日本橋中洲、日本橋人形町、日本橋箱崎町、日本橋浜町、日本橋馬喰町、日本橋久松町、日本橋堀留町、日本橋本石町、日本橋本町、日本橋室町、日本橋横山町、東日本橋、八重洲一丁目を指します。
使用料	月額40,000円
定期駐車利用申込書配布期間および場所	12月3日(木)～18日(金) 区役所7階環境政策課交通対策係(土・日曜日を除く午前9時～午後5時) 浜町公園地下駐車場内管理室(午前8時～午後9時)
受付期間および場所	12月7日(月)～18日(金)(土・日曜日を除く)午前9時～午後5時(郵送不可) 区役所7階環境政策課交通対策係 ◎駐車場への持参および郵便では受け付けません。
提出書類	[区民・事業所など共通]定期駐車利用申込書、自動車検査証の写し[事業所など]事業所などの所在地、代表者を確認できる書類(法人登記簿謄本の写しなど)
低公害車使用料減額制度	・対象車両は、国土交通省認定の低排出ガス車(4つ星マーク車以上)・ハイブリット車・電気自動車などで、かつ平成22年度燃費基準達成車以上に該当する自動車です。 ・使用料の減額は、月6,000円(電気自動車は月10,000円)です。 ・申込者が募集台数を超えた場合は、上記低公害車減額制度対象車を優先します。
その他	・申し込みできる車両は、申込者の所有または使用の車両(車検証に記載あるもの)に限ります。 ・申し込み多数の場合は、公開抽選です。 ・駐車場の利用は申し込みをした車両のみに限定します。 ・入庫は定期券(パスカード)により24時間可能です。 ・定期駐車使用料は、前月末までに浜町公園地下駐車場管理室で現金による支払いとなります。 ・定期駐車使用料が未納の方は、申し込みができません。

祝日のごみ収集

11月23日(祝)「勤労感謝の日」は、月曜日の収集地域で通常どおり、燃やすごみ・燃やさないごみ、資源およびプラスチック製容器包装の収集を行います。

☎(3562)1521

京橋税務署は新庁舎へ移転

京橋税務署は12月11日(金)で大手町の仮庁舎での執務を終了し、新富二丁目の新庁舎に移転します。

[新庁舎での執務開始日]12月14日(月)

[新庁舎所在地]〒104-8557 新富2-6-1

◎以前と同じ所在地です。

[交通機関]

・東京メトロ日比谷線築地駅、八丁堀駅、東銀座駅

・東京メトロ有楽町線新富町駅

・都営地下鉄浅草線東銀座駅、宝町駅

・JR京葉線八丁堀駅

☎(4434)0011(代表)

テレビ広報番組「こんにちは 中央区です」(15分番組)は、東京ベイネットワークのケーブルテレビ111チャンネル(毎日AM10:00・PM0:00・PM8:00)、東京ケーブルネットワークのケーブルテレビ111チャンネル(毎日AM9:30・PM0:00・PM7:30)、J:COM東京のケーブルテレビ111チャンネル(毎日PM0:15・PM8:15)で放送しています。

(7)

凡例

お問い合わせ(申込)先

HP

ホームページアドレス

Eメール

アドレス

東京都エイズ予防月間

11月16日(月)～12月15日(火)

令和元年中に国内で報告されたHIV感染者数は903件、感染に気付かずにエイズを発症して報告されたエイズ患者数は333件、合計は1,236件でした。1,300件前後で推移していた前年までと比べるとやや減少しましたが、依然として予断を許さない状況にあります。

HIVとは、ヒト免疫不全ウイルスのことをいいます。HIVに感染すると、感染初期にはインフルエンザに似た高熱などが出てくることがあります。その後は通常症状のない時期が続きますが、その間にもウイルスは徐々に増殖し、ヒトの免疫機能を低下させます。そして免疫力が低下することで病気にかかりやすくなり、指標となる疾患を発症すると

エイズと診断されます。

HIVに感染した場合も早期に発見し、適切な治療を受けることにより、エイズ発症を予防したり、遅らせたりすることができます。感染を早期に発見するため、検査を受けることは重要です。またコンドームを正しく使用し、感染を予防することも大切です。

エイズについて正しい知識を持ち、感染を予防しましょう。

世界エイズデー

WHO(世界保健機関)では、12月1日を「世界エイズデー」と定めています。今年のテーマは「知ってる!? HIVとエイズの違い」です。

中央区保健所健康推進課予防係
☎(3541)5930

女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力とは

夫・パートナー・近親者などからの暴力や性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で克服すべき重要な問題です。

女性に対する暴力が起きる背景

暴力は男女を問わず許されないものですが、女性に対する暴力は性的なものを含む場合も多く、加害者となる男性には、被害を受ける女性の苦痛などに対する思いや、対等な存在として尊重しなければならないことの認識の欠如が見られます。

区における取り組み

実施期間
11月12日(木)～25日(水)



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

次の会場で女性に対する暴力の防止を呼びかける啓発パネルの巡回展示を行います。

- ・日本橋区民センター 11月13日(金)まで
- ・月島区民センター 11月14日(土)～20日(金)
- ・区役所1階 11月21日(土)～26日(木)
- ・女性センター 12月25日(金)まで

女性のための相談窓口

「ブーケ21」面談(電話)相談(要予約)
面談、電話で相談ができます。

環境作品コンクール入賞者決定

環境について考え、自然の尊さや環境を守ることの大切さを知ってもらうため、区立小・中学校の児童・生徒の皆さんから環境に関する標語・ポスターを募集したところ、1,320点の応募がありました。

審査の結果、次の方々が最優秀・優秀作品として入賞しました。

入選者(敬称略)

標語部門

最優秀作品(2人)

月島第三小4年 大釜千空
日本橋中2年 二瀬愛子

優秀作品(6人)

泰明小3年 林 皓大
中央小5年 横田光玲
常盤小1年 中谷 百
有馬小5年 高嶋文乃
晴海中1年 島田紗渚
日本橋中2年 山崎愛理

ポスター部門

最優秀作品(2人)

久松小4年 斉藤英恵
日本橋中2年 土田 全

優秀作品(8人)

明石小3年 舩田 楓
明石小6年 蘭山善之
京橋築地小6年 桑原 笑
明正小6年 亀澤実央
佃島小5年 野呂美月
月島第二小1年 猫島実月
豊海小2年 池本杏菜
日本橋中3年 川上 彩

また佳作として、標語部門で小学生20人、中学生12人、ポスター部門で小学生42人、中学生8人が入選しました。

最優秀および優秀作品は次のとおり展示予定の他、環境カレンダーや環境月間ポスターなどに活用します。

たくさんのご応募ありがとうございました。



▲日本橋中学校2年生 土田 全



▲久松小学校4年生 斉藤英恵

トピックス



新規登録区民文化財展2020

11月29日まで、郷土天文館で「新規登録区民文化財展2020」が開催されています。今年度新たに登録された「門跡橋の親柱及び高欄」と「清川玄道関係文書」に関する写真やパネル、実物の文書など貴重な資料が数多く展示され、区の歴史的魅力を深く知ることができる展示会になっていますので、ぜひお越しください。

日時

- ・毎月第1・5水曜日、第4火曜日 午前10時～午後4時
- ・毎月第2火曜日、第3水曜日 午後3時30分～8時30分

◎祝日・休日、年末年始は除きます。

◎お子さん連れの方でも安心して相談できるように、託児サービスを行っています(要予約)。

「ブーケ21」電話相談(予約不要)

日時

毎週月曜日
午前10時～午後4時

◎祝日・休日、年末年始は除きます。

総務課女性施策推進係

☎(5543)0653

女性相談

日時

月～金曜日
午前8時30分～午後5時

◎祝日・休日、年末年始は除きます。

子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会主催による「女性の人権ホットライン」が11月12日(木)から18日(水)まで強化週間として実施され、午前8時30分から午後7時まで相談を行います(土・日曜日は午前10時～午後5時)。

なお「女性の人権ホットライン」は、年間を通じて女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談に応じています(平日午前8時30分～午後5時15分)。

女性の人権ホットライン(全国共通電話番号)

☎0570(070)810

展示場所・期間

- ・区役所1階ロビー 11月11日(水)～19日(木)
- ・日本橋特別出張所 11月21日(土)～12月2日(水)
- ・月島特別出張所 12月3日(木)～11日(金)

・環境情報センター 12月12日(土)～17日(木)

◎日本橋・月島特別出張所の最終日は午後3時までです。

環境推進課環境活動係

☎(3546)5654

インフルエンザの流行シーズンがやってきます

～インフルエンザを予防しましょう～

インフルエンザは38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が比較的急速に現れる感染症です。感染力が強く、特に抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、慢性疾患をお持ちの方がかかると、重症化することがあります。

インフルエンザは流行が始まると、短期間に感染が広がります。今年は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時に流行する恐れがありますので、ご自身やご家族を守るために、積極的に予防に努めましょう。

予防方法

- ・手洗いの励行、アルコール製剤を用いた手指衛生
- ・マスクの着用
- ・適度な湿度(50～60%)を保つ
- ・十分な休養とバランスのよい食事をとる
- ・インフルエンザの予防接種を受ける

インフルエンザ流行前のワクチン接種はかかった場合の重症化を防ぎます。今年は新型コロナウイルス感染症が流行し、インフルエンザとの鑑別が難しいことから12月上旬までに接種を完了させることが重要です。

国は接種の優先順位を65歳以上の方、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児(生後6カ月以上)～小学校低学年(2年生)、その他接種を希望する方としています。

もしもかかってしまったら、一般的に症状が出てから1週間程度は鼻やのどからウイルスを排出するといわれているため、周囲の人にうつさない配慮が必要です。マスクをつける、ハンカチで口や鼻を覆うなどせきエチケットを守りましょう。

中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930